

## ○福島市客引き行為等の防止に関する条例

平成二十二年十二月二十四日

条例第三十九号

### (目的)

第一条 この条例は、公共の場所等において、市民及び滞在者等（以下「市民等」という。）に著しく不安を与え、迷惑をかける風俗関連の営業に係る客引き行為等を防止し、もってその生活の安全と平穏を保持することを目的とする。

### (定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 客引き 相手方を特定して、営業に係る客となるように、人を誘う行為をいう。
- 二 誘引 不特定の者に呼びかけ、又はビラその他の文書図画を配布し、若しくは提示して、営業に係る客となるように、人を誘う行為をいう。
- 三 接待 歓乐的雰囲気醸し出す方法により客をもてなすことをいう。
- 四 風俗案内 次に掲げる営業に関する情報の提供を受けようとする者（次条第二項において「利用者」という。）の求めに応じ、有償又は無償で当該情報を提供することをいう。
  - ア 接待をして、飲食をさせる行為の提供（当該行為の提供をするかのように仮装している場合を含む。）をする営業
  - イ 人の性的好奇心をそそる行為の提供（当該行為の提供をするかのように仮装している場合を含む。）をする営業
- 五 公共の場所等 道路、公園、広場、駅、駐車場その他の公衆が通行し、又は出入りできる場所又は施設をいう。

### (客引き又は誘引の禁止)

第三条 何人も、市長が指定する区域（以下「指定区域」という。）内の公共の場所等において、次の各号のいずれかに該当する行為の提供を受ける客となるように、客引き又は誘引をしてはならない。

- 一 接待をして、飲食をさせる行為の提供（当該行為の提供をするかのように仮装している場合を含む。）
- 二 人の性的好奇心をそそる行為の提供（当該行為の提供をするかのように仮装している場合を含む。）

2 前項に規定するもののほか、何人も、指定区域内の公共の場所等において、風俗案内の利用者となるように、客引き又は誘引をしてはならない。

(客待ちの禁止)

第四条 何人も、指定区域内の公共の場所等において、前条の客引き又は誘引をする目的で、当該行為の相手方となるべき者を待ってはならない。

(委任)

第五条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第六条 第三条の規定に違反した者は、三月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

2 常習として第三条の規定に違反した者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条に規定する違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の罰金刑を科する。

(適用上の注意)

第八条 この条例の適用に当たっては、市民等の権利を不当に侵害しないように留意し、その本来の目的を逸脱して、他の目的のためにこれを濫用することがあってはならない。

附 則

この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

附 則(令和二年三月三十一日条例第十四号)

この条例は、令和二年七月一日から施行する。